

令和7年(ラ)第1003号 宗教法人解散命令申立抗告事件

抗告人 世界平和統一家庭連合

被抗告人 文部科学大臣

利害関係参加申出書

令和7年7月10日

東京高等裁判所第11民事部御中

利害関係参加人申出人代理人弁護士 徳 永 信 一

同 佐 々 木 海



利害関係参加申出人及び同代理人弁護士の表示 別紙利害関係参加申出人目録
記載のとおり

第1 参加の趣旨

利害関係参加申出人らは、上記当事者間の頭書事件について、裁判の結果により直接の影響を受けるため、利害関係参加人として頭書事件の手續に参加することの許可を求める。

第2 参加の理由

申出人らは、以下のとおり「裁判の結果により直接の影響を受ける」者である（非訟事件手続法〔以下単に「法」という。〕21条2項）。

1 抗告人の信徒・職員

頭書事件は、抗告人が、令和7年3月25日付け解散命令決定に不服があるとして抗告をしている事件であるところ、申出人ら8名は抗告人の信徒であり、そのうち3名は抗告人に雇用されている職員でもある（丙1、丙2）。そして、申出人

らは約10万人の抗告人の信徒のうち3万5000人を超える信徒らの期待を背負って本申し出を行っている(丙4)。

2 裁判結果による直接の影響

抗告審の結果として抗告が退けられ、一審の解散命令が維持された場合、申出人らは以下のとおり直接的に法的な影響を受けることになる。

(1) 信教の自由の侵害

抗告審が抗告を棄却し、解散命令を維持した場合、最高裁に対する特別抗告の有無にかかわらず、抗告人の清算手続が開始され、抗告人の財産は教会施設も祈祷や祭祀の用具類も全て裁判所が選任する管財人の管理下に置かれることになる。抗告人の活動は清算の目的内のものに限定され、宗教活動はできなくなる(宗教法人法48条の2)。その結果、信徒らはこれまで抗告人の教会財産を用いて行ってきた信教活動を著しく制限される。

巷には、解散命令が確定しても、単に宗教法人格に伴う特権的な優遇や保護がなくなるだけで、信者らの信教の自由が侵害されることはないという楽観的な見解が流布しているようであるが、これは信教の自由に対する大きな誤解に基づく。信教の自由は個人の内心で完結するものではない。朝夕礼拝し、信者らが集い、教義を学び、説教や唱導や祈りを通じ、信仰を確認し、外部に布教していくものであり、他の信者らと共同して実践するものである。国際人権規約 B 規約18条は、宗教の自由について「すべての者は単独で又は他の者と共同で、公私のいずれにおいても、宗教又は信念を表明する自由を有する」とあるのは、その意味である。

清算手続により、信仰の場である教会施設等に自由に出入りして礼拝や祈りを捧げ、教義を学ぶことが制約されることは、余りに明らかである。これを過小評価する風評は人権擁護の観点から見逃せないものがある。加えて、現在ある信徒に対する宗教的偏見と差別、すなわち宗教ヘイト(国際人権規約B

規約20条2項参照)は確実に拡大し、信者らは祈祷や礼拝のために民間施設や公共施設を借り受けることすら困難になるだろう。

実際、申出人らは解散後に信仰を継続できなくなることを以下のとおり強く危惧している。

- ・「判決文には、「宗教団体の解散は信者の信仰に制限をかけるものではない」との趣旨が記載されているそうですが、実質「社会的抹殺」です。」(丙3-1)
- ・「今後教会が無くなった場合、信仰は保てたとしても私たちが通っていた教会が無くなり、礼拝や研修会の場所や機会が失われます。それはとても心配です。」(丙3-6)
- ・「教会は、大切な人々が集う大切な場所です。それだけでなく、私自身が神様を体験し、成長し、育てられた思い出の場所でもあります。そのため、これから信仰を求めようとしている人たちが、神様と出会う機会を失ってしまうのではないかと考えると、とても辛いです。」(丙3-5)
- ・「私にとって家庭連合の信徒の方々は家族であり、教会は「帰るべき家庭」であるも同然です。」(丙3-8)
- ・「私の人生は教会によって始まり、教会の中で生かされてきました」「このコミュニティ、私たちの心の居場所が無くなってしまうことは生きる価値を失ってしまうことと同じです。」(丙3-4)
- ・「信仰に立ち返る場所が無くなるということがどれほどの悔しさを秘めているかを、どうして信仰を持ったことのない人が分かるのでしょうか。信者の私たちにしか分からないことだと思います。」(丙3-3)
- ・「結婚・夫婦生活・出産・子女教育・葬儀…人生のあらゆる局面で教会に集い、教義から学び、祈ってきました。アイデンティティにまつわる思い出の場所が無くなり、子供と自分が人生の根幹に関わる行事を行う場が無くな

ることは、職場や家から急に追い出されるような恐怖があります。」(丙3-7)

(2) 職員の解雇

解散命令により抗告人の清算手続が開始されれば、清算手続に必要な最低限の職員以外の職員は抗告人を解雇される。解雇された職員は給与すなわち生活費のみならず、保険診療を受ける等の社会保障的な利益を失う。

実際、抗告人に雇用されている申出人は、職を失うことを以下のとおり強く懸念している。

- ・「全国約3000名の教会職員が一斉に解雇されることになり、特に小さい子供を抱えている家庭や、夫婦で勤務している家庭は深刻な影響を受けます。社会的に「反社会的団体」や「違法団体」とのレッテルを貼られることで、転職活動もままならない状況です。」(丙3-1)
- ・「家庭連合が解散になれば私は仕事を失うことになります。」「怖いのは、家庭連合を信仰していたというだけで転職が難しくなることです。」(丙3-3)
- ・「私たち夫婦は共に家庭連合の職員であるため、解散になれば職を探さなければなりません。」「面接でも家庭連合について言及され落とされてしまいました」(丙3-2)

(3) 小括

以上のとおり、申出人らは解散命令という裁判の結果により直接的に信教の自由や雇用関係において影響を受けるため、「裁判の結果により直接の影響を受ける者」にあたる。

3 公開裁判の要請

本件は宗教法人法81条7項及び非訟事件手続法30条に基づき、非公開の手続で審理されてきた。しかしながら、裁判の公開を原則とする憲法82条の趣旨からすると本来は公開されるべき裁判ではないだろうか。裁判を受ける権利を

国民(内国法人も含む。)の人権として保障する憲法32条にいう裁判とは憲法82条が保障する公開の裁判であり、裁判の透明化によって裁判の中立性・公正さを確保する必要がある、「法律上の争訟」ないし「純然たる訴訟事件」として司法作用が発揮されるものである。人権擁護の砦としての裁判は公開されなければならない。このことは、わが国の憲法だけではなく、国際人権法における普遍的原理であり、国際人権規約B規約14条1項にも記されている。他方、裁判所が非訟事件手続法に則って行う家事審判や借地非訟などの非公開手続は、国家の後見的作用であるが、慎重を期して裁判所に行使させるものであり、一種の行政作用である。

ところで、宗教法人法81条1項の解散命令の手続は、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」等の法律要件の具備を証拠に照らして吟味検討し、法令解釈を行いつつ、法的な権利義務関係の確定を宣言するものであり、「法律上の争訟」ないし「純然たる訴訟事件」であり、司法の作用そのものである。抗告人である宗教法人と国家権力を持つ文科省とが対抗当事者として厳しく対立しており、国家の後見的機能たる行政作用として見る余地はない。

前述のとおり、抗告人の解散は、抗告人の宗教活動の自由を制約するだけではなく、申出人らを含む信徒の信仰の自由や職員の勤労の権利に直接的な影響を与えるものであるが、申出人らを含む多くの者は、その審理の進行や提出証拠の内容を知らされておらず、本件の手続の中立性・公平さについても多大な不満と不信を抱えている。文科省が提出している元信者らの陳述書の内容に本人らの意思や記憶に反するものがあり、その作成過程に偽造ないし捏造があったという原審の審理過程で明らかになった重大な疑義が判明しているにもかかわらず、表面化することなく等閑視されていること等、審理手続が非公開とされていることによる影響は看過できないものがある。

実際、著名な憲法学者の小林節慶応大学名誉教授は、本件が非公開の非訟事件手続で行われていること、及び、その根拠規定である宗教法人法81条7項が憲法違反である旨述べており、同名誉教授の意見書は抗告人によって本件において証拠提出されている。申出人らは、本件解散命令に係る諸悪の根源としてこの点を主張していく所存である。

かかる裁判の公開の趣旨に鑑みても、裁判の結果により直接の影響を受ける利害関係人たる申出人らによる手続参加は許容されるべきである。

第3 結語

以上より、解散命令申請事件にかかる東京高等裁判所の判断の結果により、その信仰の自由ないし職業選択の自由について直接の影響を受けることが明らかな申出人らによる利害関係参加の申し出は、速やかに許可されるべきである。

以上

別紙 利害関係参加申出人目録

- 〒 [] 東京都 []
利害関係参加申出人 小 鷲 希 晶
- 〒 [] 埼玉県 []
同 今 中 誠 真
- 〒 [] 岩手県 []
同 小 野 愛 佳
- 〒 [] 神奈川県 []
同 清 水 純 花
- 〒 [] 東京都 []
同 石 井 君 尚
- 〒 [] 東京都 []
同 倉 橋 紗 弥 香
- 〒 [] 神奈川県 []
同 椎 葉 実 希
- 〒 [] 埼玉県 []
[]
同 福 永 誠 聖

〒530-0054 大阪市北区南森町一丁目3-27 南森町丸井ビル6階

徳永総合法律事務所

TEL 06-6364-2715

FAX 06-6364-2716

利害関係参加申出人代理人弁護士 徳 永 信 一

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目2-21 永田町法曹ビル701

中山国際法律事務所(送達場所)

TEL 03-5797-7723

FAX 03-5797-7724

同弁護士 佐々木 海

令和7年(ラ)第1003号 宗教法人解散命令申立抗告事件

抗告人 世界平和統一家庭連合

被抗告人 文部科学大臣

証 拠 説 明 書

令和7年7月10日

東京高等裁判所第11民事部御中

利害関係参加人申出人代理人弁護士 徳 永 信 一

同 佐 々 木 海



番号 (丙)	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
1-1	在籍証明書 写	R7.6.22	■■■■■	申出人・小嶋希晶が抗告人の信者であること
1-2	在籍証明書 写	R7.7.1	■■■■■	申出人・今中誠真が抗告人の信徒であること
1-3	在籍証明書 写	R7.6.12	■■■■■	申出人・小野愛佳が抗告人の信徒であること
1-4	在籍証明書 写	R7.6.14	■■■■■	申出人・清水純花が抗告人の信徒であること
1-5	在籍証明書 写	R7.7.2	■■■■■	申出人・石井君尚が抗告人の信徒であること
1-6	在籍証明書 写	R7.6.12	■■■■■	申出人・倉橋紗弥香が抗告人の信徒であること
1-7	在籍証明書 写	R7.6.22	■■■■■	申出人・椎葉実希が抗告人の信徒であること
1-8	在籍証明書 写	R7.7.8	■■■■■	申出人・福永誠聖が抗告人の信徒であること
2-1	健康保険証 写	R6.4.14	全国健康保険協会東京支部	申出人・小嶋希晶が抗告人の職員であること
2-2	健康保険証 写	R6.4.12	全国健康保険協会東京支部	申出人・今中誠真が抗告人の職員であること
2-3	健康保険証 写	R6.4.12	全国健康保険協会東京支部	申出人・小野愛佳が抗告人の職員であること
3-1	意見陳述書 原	R7.7.10	小嶋希晶	申出人・小嶋希晶が「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」であること
3-2	意見陳述書 原	R7.7.10	今中誠真	申出人・今中誠真が「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」であること

3-3	意見陳述書	原	R7.7.10	小野愛佳	申出人・小野愛佳が「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」であること
3-4	意見陳述書	原	R7.7.10	清水純花	申出人・清水純花が「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」であること
3-5	意見陳述書	原	R7.7.10	石井君尚	申出人・石井君尚が「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」であること
3-6	意見陳述書	原	R7.7.10	倉橋紗弥香	申出人・倉橋紗弥香が「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」であること
3-7	意見陳述書	原	R7.7.10	椎葉実希	申出人・椎葉実希が「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」であること
3-8	意見陳述書	原	R7.7.10	福永誠聖	申出人・福永誠聖が「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」であること
4	非訟手続き (非公開)による解散命令に 異議を唱える 署名	原	R7.6~7	約3.5万人 強の抗告人 の信徒	申出人らが10万人の抗告人の信徒を代表して本申し出をしていること、及び、本件が公開されるべき裁判であるため利害関係参加の必要性が高いこと

以上

在 籍 証 明 書

氏 名	小 宮 希 晶
生 年 月 日	(大・昭・ <u>平</u> ・令) 7 年 月 日
所 属	/ リージョン 南 東 京 エリア 教会

上記のとおり、宗教法人世界平和統一家庭連合の信徒として在籍していることを証明します。

2025 年 6 月 22 日

所 在 地 :

電 話 番 号 :

教 会 名 :

教 会 長 名 :



在 籍 証 明 書

氏 名	今中 誠真
生 年 月 日	(大・昭・平・令) 7 年 ■ 月 ■ 日
所 属	/ リージョン 埼玉 エリア ■ 教会

上記のとおり、宗教法人世界平和統一家庭連合の信徒として在籍していることを証明します。

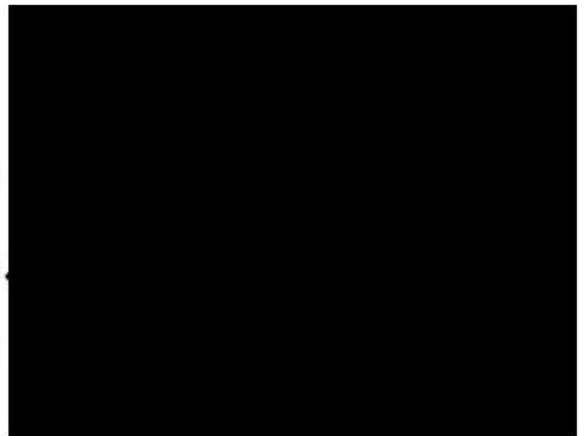
2025 年 7 月 1 日

所 在 地 :

電話番号 :

教会名 :

教会長名 :



在 籍 証 明 書

氏 名	小野 愛佳
生 年 月 日	(大・昭・ <u>平</u> ・令) 13 年 ■ 月 ■ 日
所 属	2 リージョン 岩手 エリア ■ 教会

上記のとおり、宗教法人世界平和統一家庭連合の信徒として在籍していることを証明します。

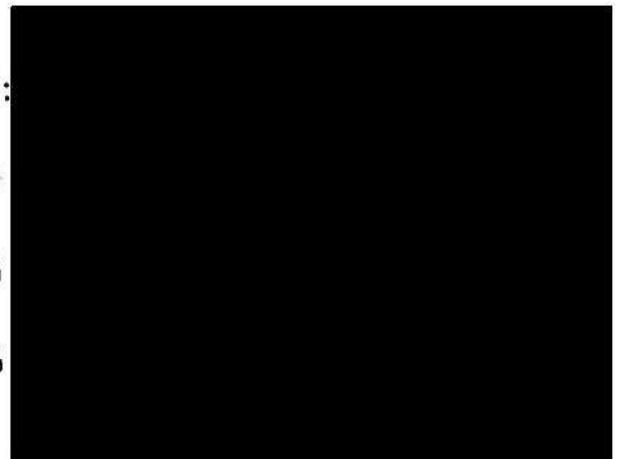
令和7年 6 月 12 日

所 在 地 :

電話番号

教 会 名

教会長名



在籍証明書

氏 名	清水 純花
生 年 月 日	(大・昭・ 四 ・令) 15 年 ■ 月 ■ 日
所 属	1 リージョン 西神奈川 エリア ■ 教会

上記のとおり、宗教法人世界平和統一家庭連合の信徒として在籍していることを証明します。

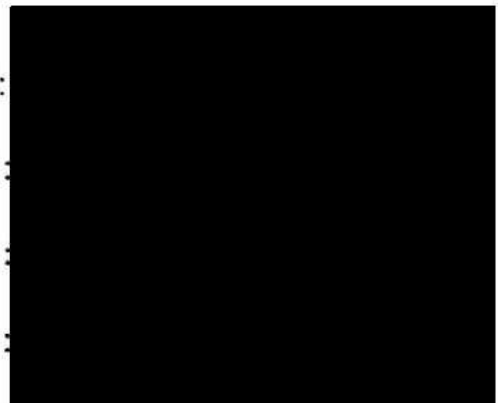
2025 年 6 月 14 日

所在地:

電話番号:

教会名:

教会長名:



在 籍 証 明 書

氏 名	石井 君尚
生 年 月 日	(大・昭・ <u>平</u> ・令) 16 年 ■ 月 ■ 日
所 属	第1 リージョン 南東京 エリア ■ 教会

上記のとおり、宗教法人世界平和統一家庭連合の信徒として在籍していることを証明します。

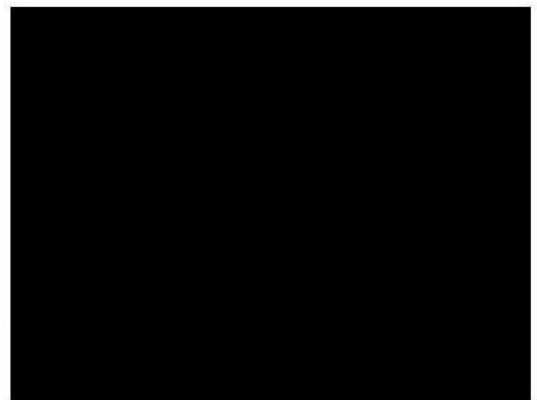
2025 年 7 月 2 日

所 在 地：

電話番号：

教 会 名：

教会長名：



在 籍 証 明 書

氏 名	倉橋 紗弥香
生 年 月 日	(大・昭・平・令) 9 年 ■ 月 ■ 日
所 属	/ リージョン 北東京、エリア ■ 教会

上記のとおり、宗教法人世界平和統一家庭連合の信徒として在籍していることを証明します。

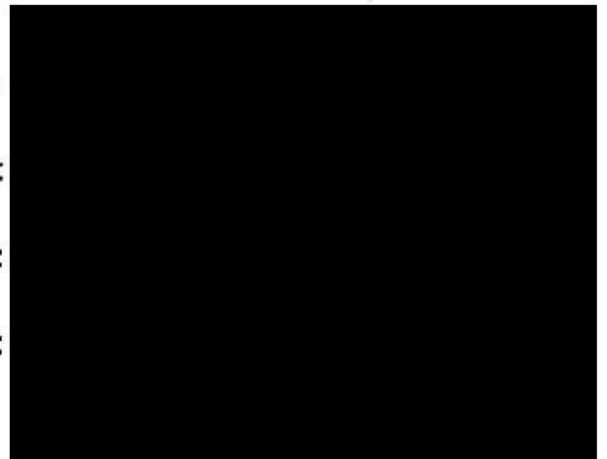
令和 7 年 6 月 12 日

所 在 地 :

電話番号 :

教 会 名 :

教会長名 :



在 籍 証 明 書

氏 名	椎 葉 実 希
生 年 月 日	(大・昭・ <u>平</u> ・令) 7 年 ■ 月 ■ 日
所 属	第 1 リージョン 南東京 エリア ■ 教会

上記のとおり、宗教法人世界平和統一家庭連合の信徒として在籍していることを証明します。

2025 年 6 月 22 日

所 在 地 :

電話番号 :

教 会 名 :

教会長名 :

在 籍 証 明 書

氏 名	福永 誠聖
生 年 月 日	(大・昭・平・令) 6 年 ■ 月 ■ 日
所 属	1 リージョン 埼玉 エリア ■ 教会

上記のとおり、宗教法人世界平和統一家庭連合の信徒として在籍していることを証明します。

2025年 7月 8日

所在地：

電話番号：

教会名：

教会長名：

健康保険
被保険者証

本人（被保険者）

令和 2年 4月14日交付

ジェネリック医薬品を
希望します。

記号

番号

コシマ 希晶

氏名

小 希 晶

生年月日

平成 7年

性別

女

資格取得年月日

令和 2年 4月 11日

事業所名称 世界平和統一家庭連合

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

全国健康保険協会 東京支部

東京都中野区中野4-10-2

健康保険
被保険者証

本人 (被保険者)

令和 5年 4月 12日 交付

記号

番号

(枝番)

氏名

イナカ ノブマサ

今中 誠真

生年月日

平成 7年

性別

男

資格取得年月日

令和 5年 4月 11日

事業所名称 世界平和統一家庭連合

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

全国健康保険協会 東京支部

東京都中野区中野 4-10-2



健康保険
被保険者証

本人（被保険者）

令和 6年 4月 12日 交付

記号

番号

(枝番)

氏名

オノ アキラ

小野 愛佳

生年月日

平成 13年

性別

女

資格取得年月日

令和 6年 4月 11日

事業所名称

世界平和統一家庭連合

保険者番号

保険者名称

全国健康保険協会 東京支部

保険者所在地

東京都中野区中野 4-10-2



意見陳述書

家庭教会所属

小島希晶



1 私の出生状況

私は、家庭連合(旧統一教会)の二世として生まれました。両親は、いわゆる“合同結婚式”で結ばれました。父は韓国人、母は日本人です。家庭連合がなければ、決して出会うことのなかった二人でしたが、父に信仰心はありませんでした。教会ではタブーとされているお酒に溺れ、仕事もせず、さらには暴力をふるう人だったそうです。

「なぜ文先生(教祖)は、父のような人を母の結婚相手に選んだのか」「母の不幸な境遇は教会のせいなのではないか」—これが、私が物心ついた頃に抱いた教会への第一印象でした。

しかし、母は教会を恨むことなく、むしろ熱心に通い続け、どんなときも周囲に感謝して生きていました。それはいったいなぜなのか。善と悪とは何か、幸福や不幸の根源とは、神様は本当にいるのか、いるならなぜ世の中は不平等なのか。そんなあらゆる疑問が、私の心を支配していきました。それらの疑問を一つひとつ自分なりに問い、もがきながら答えを探していった結果、私は母と同じく、「信仰を持って生きていく」という道を自分の意思で選ぶようになりました。

2 高校卒業後の経歴と現在の職場環境について

高校卒業後、私は韓国の大学で神学を学びました。家庭連合系列の大学であるため、家庭連合の教義を中心に据えたカリキュラムではありましたが、キリスト教やイスラム教、仏教など、様々な宗教について幅広く学ぶ機会もありました。家庭連合の教義を軸に比較宗教学の視点で考察する授業ばかりではなく、基本的には、各宗教を深く理解し、各々の良さを尊重するという方針でした。家庭連合は他宗教を否定するのではなく、互いを認め合い、宗教が一つに調和する世界を目指しているという理念に、私は惹かれています。

私の兄は、信仰を持たない父と、敬虔なキリスト教徒である祖母に育てられたことから、クリスチャンとしての信仰を深めていました。私が韓国に留学した直後、兄に会いに行ったのですが、母国語も違えば、宗教も違う、価値観も考え方も全く異なることに、私は大きな衝撃を受けました。

「世界が平和になることを目指して」—これは宗教者であれば誰もが口にする理想かもしれませんが。しかし現実には、それぞれの信仰が衝突し、分断を生むことも少なくありません。そのような中で、宗教間の和解やボランティア活動を真剣に

推進してきた家庭連合の姿勢に、私は今も誇りに感じています。

現在は、家庭連合の職員として働いていますが、大学で培った宗教観や平和への志は、今も変わることなく心の中にあります。テレビなどで報道される元信者の証言は、家庭連合の一部分に過ぎません。

確かに、過去には至らぬ対応や、反省すべき事例があったことは否定できません。しかし、それらを教訓としながら、事件が起こる遥か以前から、日々改善の努力が続けられてきました。現場では、信者一人ひとりの心に寄り添い、地域社会との関わりを大切にする姿が見られます。また、世間から認められることの重要性を意識した姿勢にも触れてきました。私は教会職員として、そのような努力を重ねる姿を間近で見えてきました。少しでも多くの方にそうした姿や思いも知っていただけたらと願っています。

3 教会と私の関係性

私が真っ先に思い浮かべる「教会」の姿は、優しい人たちが集う温かな場所です。お父さんやお母さん、おじいちゃんやおばあちゃんのような人たちが、いつも優しく声をかけてくれて、家のことを気にかけてくれました。年上のお兄さんやお姉さんに遊んでもらい、私自身が成長するにつれて、今度は私が小さい子供たちと遊んであげ、話を聞き寄り添う立場になりました。私にとって教会は、自分の家よりも大事な心の拠り所です。

そして、現在、私にとって「教会」は「職場」でもあります。信仰の場が職場になることで見える景色も変わりました。特に例の銃撃事件以降は、信者の方々から多くの相談が寄せられるようになり、その一つひとつに対応しています。内容も複雑化し、献金による過度な経済的負担がないかの個別確認や、信者への差別や家族からの暴力などの被害状況の把握など、業務に追われる日々が続いています。

信仰は私にとって、人生の指針であり心の支えとなる大切なものです。教会は、幼い頃から私の成長を見守ってくれた場所であり、多くの思い出が詰まった大切な場所です。今では、その教会を支える立場となりました。現状では課題もありますが、一人ひとりの悩みに寄り添い、信頼を築いていく努力を続けています。これからも、教会が安心と希望を感じられる場となるよう願っています。

4 解散させられた場合、不安に感じることや困ること

「解散」と聞いてまず浮かぶのは、幼い頃お世話になった信徒の方々の顔です。家族に反対されながらも教会に来ていた方々が家族からひどい扱いを受けていないか、また、小学生や中高生の二世三世たちが、自分たちは間違っ生まれてしまったと悩まないだろうか、解散命令請求によって既に起きている差別や偏見がより一層激しくなり、信者たちの生活や心が深く傷つけられるのではないかと

不安が尽きません。

もし教会が解散させられれば、これまで使用してきた教会施設は使えなくなります。既に地方自治体等の公共施設の貸し出しも困難な状況にあり、宗教団体に対する社会的偏見が強まれば、より一層困難となります。また、教団の銀行口座や各種取引が制限され、車のローンが組めないなど、既にあらゆる場面に影響が出ています。さらに、全国約3000名の教会職員が一斉に解雇されることになり、特に小さい子供を抱えている家庭や、夫婦で勤務している家庭は深刻な影響を受けます。社会的に「反社会的団体」や「違法団体」とのレッテルを貼られることで、転職活動もままならない状況です。

信徒個人においても、銃撃事件以前から信仰を公にしていたことにより、学校でいじめを受け、職場で不当な扱いを受ける(解雇される)など、個人の人權が侵害される事例が報告されています。また、教会への通教を巡って家族間で対立が生じ、家庭内での暴力など、信仰が抑圧されているケースも見受けられます。中には、強い精神的ストレスを抱え自死に至った痛ましい事例もあり、非常に深刻な状況です。

過料をめぐる最高裁の判決文には、「宗教団体の解散は信者の信仰に制限をかけるものではない」との趣旨が記載されているそうですが、実質「社会的抹殺」です。個々の「信仰生活」だけでなく、信者およびその家族の「国民としての生活そのもの」が著しく脅かされており、想像を絶する未来に胸が締めつけられる思いです。

5 利害関係参加申立を行う動機

2023年10月13日に家庭連合に対する解散命令請求が出されてから、約2年が経とうとしています。本件は非訟事件として扱われており、文部科学省・教団・裁判所の間でどのようなやり取りが交わされているのか、詳細を知らされないまま、2025年3月25日、東京地方裁判所により解散命令が下されました。

判決文には、「2009年以降、家庭連合は根本的な改善がなされておらず、その結果、推定有罪と判断する」との趣旨が記されているようです。文部科学省からの質問権に対し、教団側が約二割の質問に回答しなかったことを理由に、教団会長に過料十万円が科されました。この回答しなかった部分が推定有罪の根拠となったのか、説明はなされておらず、教団側が情報を隠したのか、それとも質問内容自体に問題があったのか、真実は不透明なままです。

さらに深刻なのは、文部科学省が提出した証拠の中に、事実と異なる内容が含まれていた可能性がある点です。文科省による捏造の疑いを指摘した人々は、家庭連合側が選定した人々ではありません。文科省が「被害者」として選定し、ヒアリングを行った人々の証言です。本当に国が裁判の信用性を揺

るがす行為を行ったとすれば、司法の正当性を揺るがす極めて深刻な問題であり、なぜそのようなことが起きたのか、疑問を抱かずにはいられません。

非訟事件という手続の性質上、私たちには何が起きているのかを知る手段がほとんどありません。何も知らないまま、暗闇の中で、「解散」という決定を下されてしまいました。

以上のことから、私は利害関係参加を通じて裁判に積極的にに関わり、事実を確かめたいと強く願っています。これは本申立てをする8名のみの想いではありません。私たちの呼びかけに対し、3万5千名を超える信者および賛同者による署名が集まっており、信者をはじめ多くの人たちが、非訟事件として審理されていることへの疑念や、教会の未来に対する深い不安と切実な思いを抱えています。

裁判の透明性を求め、正当な手続がなされているのかを確認することは、信教の自由と人権を守るためにも不可欠です。教会がなぜこのような判断を受けるに至ったのか、その過程と根拠を正しく知る義務と責任が、私たち信者一人ひとりにあると感じています。よって、信者を代表する立場で利害関係参加を申請いたします。

以上

意見陳述書


 教所属

今中誠真

1 私の経歴

私は世界平和統一家庭連合の現役二世です。家族構成は父母と兄、姉、私含めた五人家族です。父は会社員として働いており、母は家庭連合の職員をしています。私自身も両親と同じく祝福合同結婚式に参加し、令和6年1月1日に入籍をし、妻と幸せな毎日を過ごしています。

私は高校3年生の時、あることをきっかけに家庭連合の教会長になりたいと思いました（詳細は後述します）。そのためには知識と経験等も必要だと思い、高校卒業後は家庭連合の教祖である文鮮明先生が創設した鮮文大学に入学しました。韓国語を学ぶため語学院に1年間通い、大学4年間、大学院3年間と計8年間、韓国留学生生活を送りました。その後、日本へ帰国し日本家庭連合の就職試験を受けて合格し、家庭連合に入職しました。

2 信仰を持つに至った主な理由と、教会と私の関係性

私が信仰を持つようになった主な理由は、人生の師に出会ったからです。中高生の頃、教会活動はしていたものの、それは表向きであり裏では信仰とはかけ離れた生活を送っていました。私の母は昔から教会の仕事を熱心に行っていたため家にはほとんどおらず、家政婦が毎日家に来て掃除をしてくれていました。父は人一倍会社で働きながら家庭の経済状況を守ってくれていました。孤独な幼少期を過ごしていたためか、その頃の私は、良心の呵責を一切感じずに教会の教えに反することを繰り返していました。教会には隠していたつもりでしたが、そのことは信徒の方々には全て知られていたようです。そんな中、教会長に呼び出されて話をする機会がありました。「なぜ教会と外で違うことをしているのか？」と問われました。そこで私は率直に、教会に対して思っていることを全て吐き出しました。すると教会長は何も言い返さず、意外にも全て受け入れてくれたため、とても驚きました。それ以降、教会長であれば信頼して心の内を話せると思い、何かあれば話を聞いてもらうようになりました。しかしあるとき、その教会長が事故で亡くなりました。その瞬間に力が抜け、生きる意味を失ったような気分でした。教会長は最後まで「二世は立派になる」と口にしていました。そして、教会長はいつも自分のことよりも二世や人の為に祈っていました。私は、教会長のような人になりたいと思い、信仰を持つことを決めました。

私は今でも教会長のことを思い出しながら、人に夢と希望を与えたいという思いで教会の仕事をしています。私の人生は教会なくしてここまで来ることはできませんでした。今まで家庭連合の信仰と教会の人々に助けられて育ってきました。そんな教会が無くなった人生を考えることはできません。

3 解散させられた場合、不安に感じることや困ること

現在も教会で仕事をしているため、人間関係での宗教的差別やストレスはありません。

しかし、入職前にアルバイトをしていた頃にはトラブルに見舞われました。当時、「祝福リング(家庭連合マークが入った結婚指輪)」をつけて仕事をしていたのですが、そのリングを見つけた五十代のおじさんに「統一教会だろ！出ていけ！」と言われ、騒ぎになり、その場を収めるために上司から「明日から来なくていい」と言われ、何もしていないにも関わらずアルバイトを強制的に辞めさせられました。

家庭連合で仕事していると直接的な被害はありませんが、教会の外で働いている信徒の方はこのようなリスクを抱えながら仕事をしていることを実感し、心が痛みました。信者にとって信仰は人生そのものであるにもかかわらず、信仰をもって生活することは苦しいと矛盾を抱えて生きる人も多いのではないかと感じました。そんな息苦しい社会になっていることが私は不安です。

私たち夫婦は共に家庭連合の職員であるため、解散になれば職を探さなければなりません。実際に、私は今年の6月に就職活動に取り組んでいました。2社の転職エージェントに相談し、1社の会社面接を受けました。私は営業の経験があり、実績にも自信があったため、基本的に営業部を希望する旨を伝えました。2社の転職エージェントに、家庭連合の職員であることを率直に話しましたが、「そういった経歴でしたら勧められる会社は1つありません」と拒否されてしまいました。また1社の面接でも家庭連合について言及され、落とされてしまいました。

職員の転職が不可能であるだけでなく、家庭連合信徒であるという理由だけで不当に解雇をされるケースも多数上がっています。職員であるかどうかにかかわらず、多くの信徒が職を失うのではないかと、家族が路頭に迷うのではないかと不安を抱えて生活しています。そのため私自身、こうして顔と身分を出して裁判に臨むことは心的負担が大きく、迷いもありました。それでも苦しんでいる信徒やこれから生まれてくる三世や四世の子供たちを思えば、決断することができました。

4 利害関係参加申立を行う動機

令和7年3月25日に解散命令の決定が下されましたが、一審の決定後の報道内容に触れ、推測と証拠が不十分であるにもかかわらず不当な決定が下されたのでは、と感じています。もし、解散に値する資料や証拠等を示していただけのなら、解散に納得できるのかもしれませんが、今の状態では信徒のほとんどが解散命令に納得していません。

私のみならず、約10万人の日本の信徒たちが心に傷を負い、自ら命を断つような事件までも発生しています。そんな状態であるにもかかわらず、私たち当事者が解散の理由や状況が全く分からない中で裁判が進んでいくことの怖さを感じています。

そもそも憲法82条で公開の裁判が保証されているにもかかわらず当事者の信徒が詳細を知らずに進んでいいのでしょうか。私たち信徒は政府や裁判官と争いをしたいわけではありません。私たちの声を少しでも聞いていただき、裁判を進めてほしいという強い願いを抱えています。裁判の経過を知る権利と、裁判の資料と証拠を十分に教えていただきたく存じます。

以上